

浦中生の約束



次の内容は、浦中生が他者から干渉されることなく、一人一人自立して、気持ち良く集団生活を営むための最低限のマナーです。これらは、生徒発案の下、常任委員会そして代議員会で決議されたものです。

1 通学

- (1) 始業時刻は8時10分です。(8:05着席完了となりますので、余裕を持って登校します)
- (2) 通学は徒歩を原則とします。
- (3) 服装は学校指定の制服を原則とします。
- (4) 欠席・遅刻・早退等の場合は、保護者から学校に7:45頃までに連絡してもらうようにします。

2 昼食

- (1) 昼食は学校給食を摂ります。
- (2) 昼食以外の飲食をしません。
- (3) 箸は忘れずに準備します。
- (4) 給食当番のときは、てきぱきと仕事をします。

3 服装等 ※爽やかな着こなしをします

【男 子】

- (1) 制服・・・名札はピンクリップ式で校内のみ着用します。

① 夏季

- ・上着は白無地のワイシャツを着用します。
- ・ワイシャツの胸に名札を付けます。
- ・ワイシャツの下には白のTシャツ（ワンポイント可）又は、半袖の体育着（ニケシャツ）を着用します。

② 冬季

- ・黒色の標準学生服（標準マーク）を着用します。（ラウンドカラー可）
- ・胸ポケットに名札を付けます。
- ・ズボンは標準ノータックのものを着用し、黒色のベルトをつけズボンの裾をひきずらないようにします。

- ・制服の下に
 - ①ニケシャツ
 - ②白Tシャツ（ワンポイント可）
 - ③長袖Tシャツ（白紺茶黒系）（ワンポイント可）を着用します。ただし、ハイネックのものは着用しません。

また、重ね着する際は、②、③のシャツで重ね着をします。

（ユニフォームであるニケシャツは重ね着をしません。）

(2) くつ下（令和3年度改訂）

- ①制服時は、白地のスクールソックスとします。トレパン（ハーフパンツ）・トレシャツに着替えた後は、スニーカーソックス（白地）でもよい。

- ②ハイソックスは着用できません。

(3) 頭 髪（令和4年度改訂）

- ① 髪は目や耳にかからないようにします。
（授業中や運動中に目にかからないようにします。）

- ② ~~頭髮の一部を長くしたり、段差をつけたりしません。~~
~~（ツェブロック、アシンメトリーは不可）~~



- ③ 整髪料や染色・脱色はしません。

【女 子】

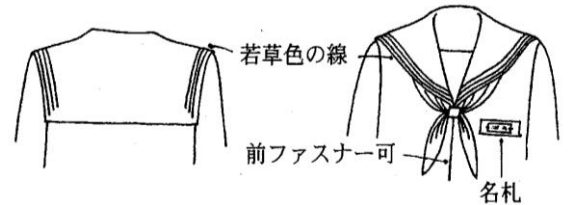
- (1) 制服・・・名札はピンクリップ式で校内のみ着用します。

① 夏季

- ・上着は丸襟ブラウスを着用します。
- ・スカートは共布でできたつりひもを付けます。
- ・ブラウスの胸に名札を付けます。
- ・ブラウスの下には白のアンダーシャツ（ワンポイント可）又は、夏服用の体育着（通称・ニケシャツ）を着用します。

② 冬季

- ・学校指定のセーラー服とスカートを着用します。
- ・前襟に学校指定のネクタイを付けます。
- ・胸ポケットに名札を付けます。
- ・スカート丈は膝が隠れる～ふくらはぎ中間くらいに合わせます。
- ・制服の下に
 - ア．ニケシャツ
 - イ．白 T シャツ（ワンポイント可）
 - ウ．長袖 T シャツ（白紺茶黒系）（ワンポイント可）を着用します。



ただし、ハイネックのものは着用しません。

また、重ね着する際は、②、③のシャツで重ね着をします。

（ユニフォームであるニケシャツは重ね着をしません。）

(2) くつ下（令和3年度改訂）

- ①夏季 制服時は白地のスクールソックスとします。トレパン（ハーフパンツ）・トレシャツに着替えた後は、スニーカーソックス（白地）でもよい。

- ②冬季 黒のストッキング又は、黒のタイツ（膝上）とします。

【ストッキングにソックスを重ねてはくときは黒色のものを着用。

ただし、儀式のときはストッキングのみ】

(3) 頭髪（令和4年度改訂）

- ① 前髪は目にかからないようにします。（授業中や運動中に目にかからないようにします。）
- ② 長い髪は束ねるか、編むようにします。（目線より上のポニーテール、編み込みはしません。）
- ③ 必要のあるときは、黒・紺・茶のゴムひも、またはヘアピンを利用します。（アクセサリーはつけません）（ヘアピンも目立たない大きさ、太さのものを使用します。）
- ④ 整髪料の使用や染色・脱色はしません。

【男女共通の内容】

(1) 通学靴（令和4年度改訂）

- ① 夏季 学校指定の運動靴とします。
- ② 冬季 長靴か、ハイカットタイプのスノトレとします。

(2) 上履き

学校指定のものとします。

(3) 体育着

- ① 夏季 ・学校指定の夏用体育着（ニケシャツ）・ハーフパンツ
- ② 冬季 ・学校指定のトレパン・トレシャツ

(4) 通学用バッグ・補助バッグ（令和4年度改訂）

学校指定のものとします。

(5) 通学用コート類（令和3年度改訂）

派手な色を避け、風を通しにくいものとします。（カーディガンは不適切）